

生活困窮者自立支援事業の取り組み状況について (平成 27 年 12 月末現在)

【趣旨】

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階における相談支援や多様な就労支援等の自立支援策を強化し、経済的な要因や社会的孤立を要因とした生活困窮者に対する総合的な支援を行うものです。

【自立相談支援事業】(委託) (平成 26 年 6 月 16 日に「堺市生活困窮者自立促進支援モデル事業」として開設)

1 事業概要

- 名称 : 堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」
- 体制 : 主任相談支援員 1 名、相談支援員 6 名、事務員 2 名、就労支援員 1 名
- 委託先 : (社福) 堺市社会福祉協議会 (就労支援については民間人材派遣会社へ委託)
- 支援内容 :

- ・相談支援 (アセスメント及び本人の状況に応じた支援プランの作成など)
- ・就労支援 (職種選定、求人情報提供、書類作成、面接対策など)
- ・住居確保給付金の申請受け付け
- ・地域づくりの推進 (地域連携、ネットワークづくり、社会資源開発など)

- 巡回相談 : 堺区以外の区役所内「社会福祉協議会区事務所」へ相談支援員が週 1 回巡回

2 相談支援状況 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
a 新規相談件数	109	85	100	118	96	131	138	96	60	933
b 支援回数(のべ)	472	495	802	737	854	907	945	902	754	6,868

- 住居確保給付金 : 35 件

- 就労決定件数 : 74 件 (支援対象者数 94 件 / 就職決定率約 78%)

【住居確保給付金】

事業内容 : 離職等により住居にお困りの求職者に対し、原則 3 か月 (一定の条件のもと延長可能) の住居確保給付金を支給し、住宅及び就職機会の確保に向けた支援を実施

【就労準備支援事業】(委託) [平成 27 年 10 月実施]

委託先 : (公財) 堺市就労支援協会

実施場所 : 堺市立船松職能訓練センター

事業内容 : 一般就労に向けた準備が必要な方に対して、日常生活自立 (生活リズム等)、社会生活自立 (対人関係、意欲喚起等)、就労自立 (職場体験等) など、本人の状況や段階に応じて就労に向けた準備を整える支援を実施

【一時生活支援事業】(直営 : 南大阪ブロックとして広域で実施) [平成 27 年 4 月実施]

実施場所 : 9 宿泊施設 (南大阪ブロックエリア内)

事業内容 : 住居のない生活困窮者に対して緊急的・一時的に宿泊場所等の提供の支援を実施

【学習と居場所づくり支援事業】(委託) [平成 27 年 6 月実施]

委託先 : NPO 法人 み・らいず

実施場所 : 市内 3 か所 (大阪府立大学、ビッグ・アイ、受託事業者事務所)

事業内容 : 児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯などの高校在学年齢等の子どもを対象に、学び直しの支援や居場所の提供の支援を実施 (11 月から定時制高校向けの支援を試行実施)

【就労訓練事業(中間的就労)】(社会福祉法人、NPO 法人、営利法人等の自主事業として実施)

認定就労訓練事業所 : 7 事業所 (府内 : 75 事業所)

事業内容 : 就労への移行のために柔軟な働き方をする必要のある生活困窮者及び生活保護受給者を対象に、支援付きの就労・訓練の場を提供